

【本則関係】

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（第一条関係）	1
○ 災害対策基本法（第二条関係）	35
○ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）（第三条関係）	50
○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（第四条関係）	66
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第五条関係）	68
○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（第六条関係）	69

【附則関係】

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第六条関係）	70
○ 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）（附則第七条関係）	71
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第八条関係）	72
○ 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）（附則第九条関係）	74
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十条関係）	75
○ 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（附則第十一条関係）	79
○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（附則第十二条関係）	82
○ 原子力災害対策特別措置法（附則第十三条関係）	97
○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（附則第十四条関係）	104
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（附則第十五条関係）	105
○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（附則第十七条第一号関係）	107

○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（附則第十七条第二号関係）	．．．．．	109
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（附則第十八条関係）	．．．．．	110
○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（附則第十九条関係）	．．．．．	112
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第二十条関係）	．．．．．	116
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（附則第二十一条関係）	．．．．．	122

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第四章 災害予防（第四十六条―第四十九条の三）</p> <p>第五章 災害応急対策</p> <p>第一節・第二節 （略）</p> <p>第三節 事前措置及び避難（第五十八条―第六十一条の三）</p> <p>第四節 応急措置等（第六十二条―第八十六条の五）</p> <p>第五節 被災者の保護</p> <p>第一款 生活環境の整備（第八十六条の六・第八十六条の七）</p> <p>第二款 広域一時滞在（第八十六条の八―第八十六条の十三）</p> <p>第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）</p> <p>第六節 物資等の供給及び運送（第八十六条の十五―第八十六条の十七）</p> <p>第七節 被災者の援護を図るための措置（第九十条の二）</p> <p>第八章 財政金融措置（第九十一条―第一百四条）</p> <p>第九章 災害緊急事態（第一百五条―第九十九条の二）</p> <p>第十章 雑則（第一百条―第一百十二条）</p> <p>第十一章 罰則（第一百三十三条―第一百七十七条）</p>	<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第四章 災害予防（第四十六条―第四十九条の二）</p> <p>第五章 災害応急対策</p> <p>第一節・第二節 （略）</p> <p>第三節 事前措置及び避難（第五十八条―第六十一条）</p> <p>第四節 応急措置等（第六十二条―第八十六条）</p> <p>第五節 広域一時滞在（第八十六条の二―第八十六条の六）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第六節 物資等の供給及び運送（第八十六条の七―第八十六条の九）</p> <p>（新設）</p> <p>第七節 財政金融措置（第九十一条―第一百四条）</p> <p>第八章 災害緊急事態（第一百五条―第九十九条の二）</p> <p>第九章 雑則（第一百条―第一百十二条）</p> <p>第十章 罰則（第一百三十三条―第一百七十七条）</p>

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二〇十 (略)

### (基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるもの

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二〇十 (略)

### (新設)

とする。

一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づき自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

（国の責務）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2～4 (略)

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 (略)

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する

第三条 国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2～4 (略)

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

2 (略)

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及

る組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 (略)

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 (略)

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務

び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 (略)

(新設)

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 (略)

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない

を果たさなければならない。

- 2| 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

- 3| 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 (略)

- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一〇十一 (略)

十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

十三 (略)

十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

ない。

(新設)

- 2| 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮)

第八条 (略)

- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一〇十一 (略)

十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の二第一項に規定する広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項

十三 (略)

(新設)



十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

十六 (略)

十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項

十八・十九 (略)

(削る)

## 第二章 防災に関する組織

### 第二節 地方防災会議

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 (略)

2 (略)

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4～8 (略)

## 第四章 災害予防

十四 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項

十五 (略)

十六 被災者に対する的確な情報提供に関する事項

十七・十八 (略)

3| 国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない。

## 第二章 防災に関する組織

### 第二節 地方防災会議

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 (略)

2 (略)

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4～8 (略)

## 第四章 災害予防

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

一～四 (略)

五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためあらかじめ講ずべき措置に関する事項

六 (略)

2 (略)

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第五章 災害応急対策

### 第一節 通則

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

一～四 (略)

五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためあらかじめ講ずべき措置に関する事項

六 (略)

2 (略)

(新設)

## 第四章 災害応急対策

### 第一節 通則

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達等)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

2・3 (略)

(国民に対する周知)

第五十一条の二 内閣総理大臣は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらな

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達等)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この条及び第五十八条において「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

2・3 (略)

(新設)

ければならない。

(被害状況等の報告)

第五十三条 (略)

2～6 (略)

7 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

8 (略)

## 第二節 警報の伝達等

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

(被害状況等の報告)

第五十三条 (略)

2～6 (略)

(新設)

7 (略)

## 第二節 警報の伝達等

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつて

は、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

第三節 事前措置及び避難

(市町村長の出動命令等)

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は

(新設)

(通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

第三節 事前措置及び避難

(市町村長の出動命令等)

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は

市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 (略)

3| 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4| 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府

市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 (略)

(新設)

3| 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

県知事に報告しなければならない。

5| (略)

6| 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7| (略)

8| 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察官等の避難の指示)

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2| 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3| 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4| (略)

5| 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

6| (略)

7| 第五項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察官等の避難の指示)

第六十一条 前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。

(新設)

2| 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(指定行政機関の長等による助言)

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(避難の指示等のための通信設備の優先利用等)

第六十一条の三 第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合(同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。)について準用する。

#### 第四節 応急措置等

(市町村長の警戒区域設定権等)

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(新設)

(新設)

#### 第四節 応急措置等

(市町村長の警戒区域設定権等)



第六十三条 (略)

2・3 (略)

4| 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(都道府県の応急措置)

第七十条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)

第七十四条の三 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は

、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応

第六十三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(都道府県の応急措置)

第七十条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

(新設)

急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(指定行政機関の長等による応急措置の代行)

第七十八条の二 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならぬ。

3 第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に關し必要な事項は、政令で定める。

(削る)

(避難所等に関する特例)

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る次に掲げる施設(以下この条において「避難所等」という。)が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認め

(新設)

第五節 広域一時滞在

(新設)

られるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

一 避難所（避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）

二 応急仮設住宅

2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の規定は、適用しない。

3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（臨時の医療施設に関する特例）

第八十六条の三 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間に

（新設）

において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、適用しない。

- 3| 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

（埋葬及び火葬の特例）

第八十六条の四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつたため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2| 厚生労働大臣は、前項の規定による指定があつたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

（廃棄物処理の特例）

第八十六条の五 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2| 環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、期間を限り、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）の処理を迅速に行

（新設）

（新設）

わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。

3| 環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「廃棄物処理特例基準」という。）は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。

4| 廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

5| 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

6| 環境大臣は、第二項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第三項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示

しなければならない。

## 第五節 被災者の保護

### 第一款 生活環境の整備

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第二款 広域一時滞在

(広域一時滞在の協議等)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(広域一時滞在の協議等)

第八十六条の八 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

2 (略)

3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

4 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5～8 (略)

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第八十六条の九 (略)

2～4 (略)

第八十六条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災した住民（以下「被災住民」という。）の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

2 (略)

3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設その他の施設（次項及び次条において「公共施設等」という。）を提供しなければならない。

4 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5～8 (略)

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第八十六条の三 (略)

2～4 (略)

5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

6 第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならぬ。

7 14 (略)

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

第八十六条の十 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2・3 (略)

5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供しなければならない。

6 第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

7 14 (略)

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

第八十六条の四 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の二第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2・3 (略)



(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

第八十六条の十一 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の九第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第二項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第九項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第八十六条の十一前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十一項」とし、同条第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第八十六条の十二 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

第八十六条の五 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の三第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第二項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第九項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第八十六条の五前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「第八十六条の五後段の規定により読み替えて適用する第十一項」とし、同条第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第八十六条の六 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八

八十六条の八第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の九第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

(内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行)

第八十六条の十三 内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わつて実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに第八十六条の九第八項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定により実施すべき措置（第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定による報告を除く。）の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わつて実施しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務

十六条の二第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の三第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

(新設)

の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。

3| 第一項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 被災者の運送

(新設)

第八十六条の十四 都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。

(新設)

2| 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

第六節 物資等の供給及び運送

第六節 物資等の供給及び運送

第八十六条の十五、第八十六条の十七 (略)

第八十六条の七、第八十六条の九 (略)

第七章 被災者の援護を図るための措置

(新設)

(罹災証明書の交付)

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八章 財政金融措置

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

(新設)

第七章 財政金融措置

(他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十四条第一項の規定により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(起債の特例)

第百二条 次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

第九章 災害緊急事態

(災害緊急事態の布告)

第百五条 非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(起債の特例)

第百二条 次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

第八章 災害緊急事態

(災害緊急事態の布告)

第百五条 非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる。

2 (略)

(災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置)

第七十条 内閣総理大臣は、第五十五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、当該災害に係る緊急災害対策本部が既に設置されている場合を除き、第二十八条の二の規定により、緊急災害対策本部を設置するものとする。

(対処基本方針)

第八十条 政府は、第五十五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針(以下この条において「対処基本方針」という。)を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 災害緊急事態への対処に関する全般的な方針
- 二 災害応急対策に関する重要事項
- 三 国の経済の秩序の維持に関する重要事項
- 四 前二号に掲げる事項のほか、当該災害に係る重要な課題への対応に関する重要事項
- 五 前三号に掲げる事項に係る事務を的確に遂行するための政府の体制に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、対処基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、直ちに、対処基

2 (略)

(災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置)

第七十条 内閣総理大臣は、第五十五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、当該災害に係る緊急災害対策本部が既に設置されている場合を除き、第二十八条の二の規定により、当該災害緊急事態の布告に係る地域を所管区域とする緊急災害対策本部を設置するものとする。

第八十条 削除

本方針を告示しなければならない。

5| 内閣総理大臣は、災害緊急事態への対処に当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6| 第三項及び第四項の規定は、対処基本方針の変更について準用する。

7| 対処基本方針は、第百六条第二項の規定により災害緊急事態の布告が廃止された時に、その効力を失う。

8| 内閣総理大臣は、前項の規定により対処基本方針がその効力を失ったときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(情報の公表)

第百八条の二 内閣総理大臣は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告に係る災害について、当該災害の状況、これに対してとられた措置の概要その他の当該災害に関する情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により公表しなければならない。

(国民への協力の要求)

第百八条の三 内閣総理大臣は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、国民に対し、必要な範囲において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をみだりに購入しないことその他の必要な協力を求めることができる。

2| 国民は、前項の規定により協力を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(災害緊急事態の布告に伴う特例)

第百八条の四 第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項及び第八十六条の五第一項の規定により当該災害を指定する政令が定められたものとみなして、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の三第二項及び第三項、第八十六条の四第二項並びに第八十六条の五第二項から第六項までの規定を適用する。この場合において、第八十六条の二第二項及び第八十六条の三第二項中「政令で定める区域及び期間」とあるのは、「当該災害に係る緊急災害対策本部の所管区域及び当該災害に係る災害緊急事態の布告が発せられた時から当該緊急災害対策本部が定める日までの間」とする。

2 第百五条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項又は第八十六条の五第一項のいずれかの規定により当該災害を指定する政令が定められたときは、前項(当該政令に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第百八条の五 第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号。以下この条において「特定非常災害法」という。)第二条の規定により、当該災害を特定非常災害として指定し、当該災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置として特定非常災害法第三条か

(新設)

(新設)



ら第六条までに規定する措置を指定する政令が定められたものとみなして、特定非常災害法第二条から第六条まで（特定非常災害法第四条第一項を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる特定非常災害法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	超えない範囲内において政令で定める	経過する
第三条第四項	延長期日が定められた	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号） 第五十五条の規定による災害緊急事態の布告があつた
第四条第二項	免責期限が定められた	災害対策基本法第五十五条の規定による災害緊急事態の布告があつた
免責期限が到来する	特定非常災害発生日から起算して四月を経過する	
到来する特定義務	到来する特定義務（特定非常災害発生日以後に法令に	

<p>第五條第一項</p>	<p>第四條第四項</p>	<p>第四條第三項</p>					
<p>第二條第一項又は第二項の政令でこの条に定める</p>	<p>前三項</p>	<p>前項</p>	<p>免責期限が到来する</p>	<p>前二項</p>	<p>免責期限が定められた</p>	<p>責任</p>	
<p>災害対策基本法第百五條の規定による災害緊急事態の</p>	<p>前二項</p>	<p>同項</p>	<p>特定非常災害発生日から起算して四月を経過する</p>	<p>前項</p>	<p>災害対策基本法第百五條の規定による災害緊急事態の布告があつた</p>	<p>その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）</p>	<p>規定されている履行期限が到来する義務をいう。以下同じ。）</p>

第六條	政令で定めるもの 超えない範囲内において 政令で定める	政令で定めるもの 経過する	同項に規定する政令で定 める	同日後二年を経過する	経過する	措置を指定するもの施 行の
						布告があつた
第六條	当該政令で定める	特定非常災害発生日から起 算して一年を経過する	同項に規定する政令で定 める	同日後二年を経過する	経過する	措置を指定するもの施 行の
						布告があつた

2 | 第二百五條の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に特定非常災害法第二條第一項の規定により当該災害を特定非常災害として指定する政令が定められたときは、前項の規定は、適用しない。

第十|章 雜則

第九|章 雜則

第十一章  
罰則

第十章  
罰則

改正案	現行
<p>目次 （略）</p> <p>第四章 災害予防</p> <p>第一節 通則（第四十六条―第四十九条の三）</p> <p>第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等（第四十九条の四―第四十九条の九）</p> <p>第三節 避難行動要支援者名簿の作成等（第四十九条の十―第四十九条の十三）</p> <p>第五章 災害応急対策</p> <p>第一節 第四節（略）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）</p> <p>第四款 安否情報の提供等（第八十六条の十五）</p> <p>第六節 物資等の供給及び運送（第八十六条の十六―第八十六条の十八）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章 被災者の援護を図るための措置（第九十条の二―第九十条の四）</p>	<p>目次 （略）</p> <p>第四章 災害予防（第四十六条―第四十九条の三）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 災害応急対策</p> <p>第一節 第四節（略）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）</p> <p>（新設）</p> <p>第六節 物資等の供給及び運送（第八十六条の十五―第八十六条の十七）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章 被災者の援護を図るための措置（第九十条の二）</p>

(略)

第三章 防災計画

(市町村地域防災計画)

第四十二条 (略)

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱

二・三 (略)

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。

4 5 7 (略)

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市

(略)

第三章 防災計画

(市町村地域防災計画)

第四十二条 (略)

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱

二・三 (略)

(新設)

3 5 6 (略)

(新設)

町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。  
この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならぬ。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（市町村相互間地域防災計画）

第四十四条（略）

2（略）

3 第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計

（市町村相互間地域防災計画）

第四十四条（略）

2（略）

3 第四十二条第三項から第五項までの規定は、市町村相互間地域防災計

画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

#### 第四章 災害予防

##### 第一節 通則

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

一 五 (略)

六 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

七 (略)

2 (略)

##### 第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立

画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

#### 第四章 災害予防

(新設)

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

一 五 (略)

(新設)

六 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)



退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（新設）

（新設）

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができない。

(居住者等に対する周知のための措置)

(新設)

(新設)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

### 第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

(新設)

#### (避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災

(新設)

害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 | 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 | 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、社会福祉法

(新設)

(昭和二十六年法律第四十五号) 第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するとき、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

(新設)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 第五章 災害応急対策

### 第三節 事前措置及び避難

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 8 (略)

（新設）

## 第五章 災害応急対策

### 第三節 事前措置及び避難

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 8 (略)

#### 第四節 応急措置等

##### (都道府県知事の従事命令等)

第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 (略)

##### (避難所等に関する特例)

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

(削る)

#### 第四節 応急措置等

##### (都道府県知事の従事命令等)

第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十四条から第二十七条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 (略)

##### (避難所等に関する特例)

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る次に掲げる施設（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

一 避難所（避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在さ

(削る)

2・3 (略)

第五節 被災者の保護

第四款 安否情報の提供等

第八十六条の十五 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

せるための施設をいう。以下同じ。）

二 応急仮設住宅

2・3 (略)

第五節 被災者の保護

(新設)

(新設)



第六節 物資等の供給及び運送

第八十六条の十六〜第八十六条の十八 (略)

第七章 被災者の援護を図るための措置

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

第六節 物資等の供給及び運送

第八十六条の十五〜第八十六条の十七 (略)

第七章 被災者の援護を図るための措置

(新設)

3| 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4| 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2| 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(新設)



<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">災害救助法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 救助（第三条―第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条―第二十九条）</p> <p>第四章 雑則（第三十条）</p> <p>第五章 罰則（第三十一条―第三十四条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(救助の対象)</p>	<p style="text-align: center;">災害救助法</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p>

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（削る）

## 第二章 救助

（都道府県知事の努力義務）

第三条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第三条から第二十一条まで 削除

## 第二章 救助

第二十二条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第二十三条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 災害にかかった者の救出
- 六 災害にかかった住宅の応急修理

七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

八 学用品の給与

九 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2| 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3| 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定行政機関の長等の収用等）

第五条 指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を

七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

八 学用品の給与

九 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

②| 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

③| 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十三条の二 指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法同条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の

命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

2| 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

3| 第一項の処分を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第六条 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

2| 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3| 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4| 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5| 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(従事命令)

第七条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内

保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

②| 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

③| 第一項の処分を行なう場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第二十三条の三

前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

②| 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

③| 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

④| 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

(新設)

第二十四条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第二十一条の規定に基

閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認められて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

#### （協力命令）

第八条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

#### （都道府県知事の収用等）

第九条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売

く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

② 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第三十一条の規定に基づく厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認められて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

③ 第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。

④ 第二十三条の二第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。

⑤ 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

第二十五条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

第二十六条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第三十一条の規定に基づく厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、



、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

2| 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(都道府県知事の立入検査等)

第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2| 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3| 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(削る)

(通信設備の優先使用权)

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者

販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

②| 第二十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十七条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

②| 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

③| 前二項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。

④| 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十八条 厚生労働大臣、都道府県知事、第三十条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた

は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（扶助金の支給）

第十二条 第七条又は第八条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2| 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（内閣総理大臣の指示）

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救助について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

第二十九条 第二十四条又は第二十五条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

第三十条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2| 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

第三十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。

(日本赤十字社の協力義務等)

第十五条 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

2| 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第八条の規定による協力を除く。）についての連絡調整を行わせることができる。

(日本赤十字社への委託)

第十六条 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

(事務の区分)

第十七条 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2| 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十一条の二 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。

②| 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第二十五条の規定による協力を除く。）の連絡調整を行なわせることができる。

第三十二条 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

(削る)

### 第三章 費用

(費用の支弁区分)

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によつて救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統括する都道府県が、第七条第二項の規定による従事命令によつて救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定によ

第三十二条の二 第二条、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第二十三条の二第二項、第二十四条第五項、第二十五条、第二十六条第一項、同条第二項において準用する第二十三条の二第二項及び第三項、第二十七条第一項から第三項まで、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

② 第三十条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

### 第三章 費用

第三十三条 第二十三条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

② 第二十四条第五項の規定による実費弁償及び第二十九条の規定による扶助金の支給で、第二十四条第一項の規定による従事命令又は第二十五条の規定による協力命令によつて救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統括する都道府県が、第二十四条第二項の規定による従事命令によつて救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用

る要求をした都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

3 | 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

(委託費用の補償)

第十九条 都道府県は、当該都道府県知事が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

(都道府県が応援のため支弁した費用)

第二十条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

2 | 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた救助の行われた地の都道府県は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該都道府県に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して弁済するよう要請することができる。

3 | 国は、前項の規定による要請があった場合において、救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定

は、同項の規定による要求をなした都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

③ | 第二十六条第二項の規定により準用する第二十三条の二第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

第三十四条 都道府県は、当該都道府県知事が第三十二条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

第三十五条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

(新設)

(新設)

による求償の請求に係る費用を、当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済することができる。

4 国は、前項の規定により第一項の規定による求償の請求に係る費用を弁済した場合において、救助の行われた地の都道府県に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

(国庫負担)

第二十一条 国庫は、都道府県が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあつては次の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

(新設)

第三十六条 国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができるものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三 収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十

2| 国は、前条第二項の規定による要請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、同条第一項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して支払うことができる。

一 前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二 救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済する必要があること。

3| 前項の規定により国が前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された」とする。

(災害救助基金)

二 収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三 収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十

(新設)

(新設)

第二十二條 都道府県は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

第二十三條 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

(削る)

第二十四條 災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十五條 第二十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による国庫の負担額が、第二十一条第一項に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十六條 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

- 一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

第二十七條 都道府県は、前条に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かななければならない。

第二十八條 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

② 前項の規定により算定した各年度における災害救助基金の最少額が五百万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は、五百万円とする。

第二十九條 災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れなければならない。

第四十條 第三十六条の規定による国庫の負担額が、同条に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

第四十一條 災害救助基金の運用は、左の方法によらなければならない。

- 一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金



- 二 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ
- 三 第四条第一項に規定する給与品の事前購入

第二十七条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から支出することができる。

第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

（繰替支弁）

第二十九条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に關するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

第四章 雑則

第三十条 都道府県知事は、救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあつたときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号から第四号までに掲げ

- 二 国債証券、地方債証券、勸業債券その他確実な債券の応募又は買入れ
- 三 第二十三条第一項に規定する給与品の事前購入

第四十二条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から、これを支出することができる。

第四十三条 災害救助基金が第三十八条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

第四十四条 都道府県知事は、第三十条第一項の規定により救助の実施に關するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

（新設）

（新設）

る情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。

#### 第五章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わなかつた者
- 二 第五条第一項又は第九条第一項の規定による保管命令に従わなかつた者

第三十二条 偽りその他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるものは、同法による。

第三十三条 第六条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六条第二項若しくは第十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰

#### 第四章 罰則

第四十五条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わない者
- 二 第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項の規定による保管命令に従わない者

第四十六条 詐偽その他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。その刑法に正条があるものは、刑法による。

第四十七条 第二十三条の三第一項、第二項若しくは第二十七条第一項、第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十三条の三第二項若しくは第二十七条第二項の規定による報告をなさず、若しくは虚偽の報告をなした者は、これを三万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第四十五条又は前条の違反行為をなしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本条の

金刑を科する。

罰金刑を科する。

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。</p> <p>（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。</p> <p>（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が</p>

災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 (略)

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者)が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百十五条第一項の期間(この期間が同項ただし書の規定によつて伸長された場合にあつては、その伸長された期間。以下この条において同じ。)の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人

二 相続人(前号の場合にあつては、同号に定める者)が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人

第七条〜第九条 (略)

発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 (略)

(新設)

第六条〜第八条 (略)

改正案	現行
<p>（所掌事務）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>八の二 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。</p> <p>九〇十四（略）</p> <p>十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。</p> <p>十四の二の二〇六十二（略）</p>	<p>（所掌事務）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>九〇十四（略）</p> <p>十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。</p> <p>十四の二の二〇六十二（略）</p>

<p>改 正 案</p>	<p>（所掌事務）                  第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。                  一～三十一 （略）                  三十二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する取締りに関すること                  三十三～八十二 （略）                  八十三 削除                  八十四・八十五 （略）                  八十六 第八十一号、第八十二号及び前二号に掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること。                  八十七～百十一 （略）                  2 （略）</p>
<p>現 行</p>	<p>（所掌事務）                  第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。                  一～三十一 （略）                  三十二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する取締りに関すること                  三十三～八十二 （略）                  八十三 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定する避難住民等をいう。）の救援に関すること<sup>1</sup>                  八十四・八十五 （略）                  八十六 第八十一号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること。                  八十七～百十一 （略）                  2 （略）</p>

改 正 案	<p style="text-align: center;">別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">法律</td> <td style="vertical-align: top;">                 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）             </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">事務</td> <td style="vertical-align: top;">                 一 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務                  二 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務             </td> </tr> </table>	法律	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）	事務	一 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務
法律	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）				
事務	一 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務				
現 行	<p style="text-align: center;">別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">法律</td> <td style="vertical-align: top;">                 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）             </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">事務</td> <td style="vertical-align: top;">                 一 第二条、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第二十三条の二第二項、第二十四条第五項、第二十五条、第二十六条第一項、同条第二項において準用する第二十三条の二第二項及び第三項、第二十七条第一項から第三項まで、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務                  二 第三十条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務             </td> </tr> </table>	法律	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）	事務	一 第二条、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第二十三条の二第二項、第二十四条第五項、第二十五条、第二十六条第一項、同条第二項において準用する第二十三条の二第二項及び第三項、第二十七条第一項から第三項まで、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第三十条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務
法律	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）				
事務	一 第二条、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第二十三条の二第二項、第二十四条第五項、第二十五条、第二十六条第一項、同条第二項において準用する第二十三条の二第二項及び第三項、第二十七条第一項から第三項まで、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第三十条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務				



改 正 案	現 行
<p>（関係市町村長への通知）</p> <p>第十三条の二 第十条第二項若しくは前条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。</p>	<p>（関係市町村長への通知）</p> <p>第十三条の二 第十条第二項若しくは前条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例）</p> <p>第三百四十九条の三の三 震災、風水害、火災その他の災害（以下この項及び第三項並びに第三百五十二条の二第三項及び第六項において「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で当該震災等の発生した日の属する年（以下この項において「被災年」という。）の一月一日（当該震災等の発生した日が一月一日である場合には、当該日の属する年の前年の一月一日）を賦課期日とする年度（以下この条及び第三百五十二条の二において「被災年度」という。）分の固定資産税について前条の規定の適用を受けたもの（以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、当該被災年度の翌年度又は翌々年度（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示、同法第六十一条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による警戒区域の設定（以下この項において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、同法第六十条第五項（同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による公示の日又は当該警戒区域が警戒区域でなくなった日（以下この項にお</p>	<p>（被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例）</p> <p>第三百四十九条の三の三 震災、風水害、火災その他の災害（以下この項及び第三項並びに第三百五十二条の二第三項及び第六項において「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で当該震災等の発生した日の属する年（以下この項において「被災年」という。）の一月一日（当該震災等の発生した日が一月一日である場合には、当該日の属する年の前年の一月一日）を賦課期日とする年度（以下この条及び第三百五十二条の二において「被災年度」という。）分の固定資産税について前条の規定の適用を受けたもの（以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、当該被災年度の翌年度又は翌々年度（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示、同法第六十一条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による警戒区域の設定（以下この項において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、同法第六十条第四項（同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定による公示の日又は当該警戒区域が警戒区域でなくなった日（以下この項にお</p>

て「避難等解除日」という。)の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の一月一日以後三年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度。以下この条において同じ。)に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で被災年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者(第三項及び第三百八十四条の二において「被災住宅用地の所有者等」という。)が所有するものに対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の一月一日以後三年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分。以下この条及び第三百五十二条の二において同じ。)(の固定資産税については、当該土地を当該各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(前条第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。)を適用する。この場合において、前条第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「次条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2  
2  
4 (略)

て「避難等解除日」という。)の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の一月一日以後三年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度。以下この条において同じ。)に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で被災年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者(第三項及び第三百八十四条の二において「被災住宅用地の所有者等」という。)が所有するものに対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の一月一日以後三年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分。以下この条及び第三百五十二条の二において同じ。)(の固定資産税については、当該土地を当該各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(前条第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。)を適用する。この場合において、前条第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「次条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2  
2  
4 (略)

改 正 案	現 行
<p>（扶助金の支給）</p> <p>第三十二条 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事し、<u>そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては</u>、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）<u>第七条</u>（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、扶助金を支給しなければならない。</p>	<p>（扶助金の支給）</p> <p>第三十二条 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事し、<u>これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては</u>、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）<u>第二十四条</u>（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、扶助金を支給しなければならない。</p>

		改 正 案		別表第二（第三十条の七関係）
一の三 （略）	一の二 （略）	一 市町村長	提供を受ける区域 内の市町村の執行 機関	
（略）	（略）	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による同法第八十六条の十五第一項の安否情報 の回答又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの		事務
		現 行		別表第二（第三十条の七関係）
一の二 市町村長	一 指定都市の長	（新設）	提供を受ける区域 内の市町村の執行 機関	
同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（新設）	事務	

一の二 都道府県 知事		一の二 都道府県知事	提供を受ける他の 都道府県の執行機 関	別表第三(第三十条の七関係)	二〇十一 (略)	
					(略)	
(略)		災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一 項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	事務			

一の二 都道府県知事		(新設)	提供を受ける他の 都道府県の執行機 関	別表第三(第三十条の七関係)	二〇十一 (略)	
					(略)	所を移した選挙人が従前の市町村において当該都 道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場 合において公職選挙法第四十四条第三項の規定に より提示することとされている文書の交付に関す る事務であつて総務省令で定めるもの
		(新設)				
		特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の 認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三 十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	事務			

一の三 (略)	一の二 (略)	一 市町村長	提供を受ける他の 都道府県の区域内 の市町村の執行機 関	別表第四(第三十条の七関係)	二〇二十九 (略)
(略)	(略)	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一 項の安否情報の回答又は同法第九十条の三第一項 の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	事務		(略)

一の二 市町村長	一 指定都市の長	(新設)	提供を受ける他の 都道府県の区域内 の市町村の執行機 関	別表第四(第三十条の七関係)	二〇二十九 (略)
同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)に よる同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第 二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関 する事務であつて総務省令で定めるもの	(新設)	事務		(略)

二〇十 (略)	
(略)	
<p>別表第五 (第三十条の八関係)</p> <p>一 災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>一の二 (略)</p> <p>二〇三十四 (略)</p>	
二〇十 (略)	
(略)	<p>所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第五 (第三十条の八関係)</p> <p>(新設)</p> <p>一 特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二〇三十四 (略)</p>	



改 正 案	現 行
<p>（地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用）</p> <p>第二十条 災害対策基本法第五十一条第一項の規定は地震予知情報の伝達について、同法第五十二条の規定は警戒宣言が発せられた場合における防災に関する信号について、同法第五十五条から第五十七条までの規定は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知った場合について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。</p> <p>（地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用）</p> <p>第二十六条 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十一条の二（同法第六十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項及び第二項、第六十七条、第六十八条、第七十四条、第七十四条の三並びに第七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合に準用する。この場合において、同法第五十八条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応</p>	<p>（地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用）</p> <p>第二十条 災害対策基本法第五十一条第一項の規定は地震予知情報の伝達について、同法第五十二条の規定は警戒宣言が発せられた場合における防災に関する信号について、同法第五十五条から第五十七条までの規定は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知った場合について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この条及び第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。</p> <p>（地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用）</p> <p>第二十六条 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十三条第一項及び第二項、第六十七条、第六十八条、第七十四条並びに第七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合に準用する。この場合において、同法第五十八条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第六十条第三項中「報告」とあるのは「報告し、及</p>

急対策の実施の責任を有する者」と、同法第六十条第四項中「報告」とあるのは「報告し、及び管轄警察署長に通知」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(応急公用負担の特例)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第二十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第八号から第十条までの規定の例により、協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。

4～9 (略)

(財政措置に関する災害対策基本法の準用)

第三十一条 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一項において準用する同法第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条第一項の

び管轄警察署長に通知」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(応急公用負担の特例)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第二十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十五条から第二十七条までの規定の例により、協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。

4～9 (略)

(財政措置に関する災害対策基本法の準用)

第三十一条 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一項において準用する同法第六十七条第一項、第六十八条又は第七十四条第一項の規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条第一項の規定による都道府

規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災  
応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について  
、同法第九十四条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同  
法第九十五条の規定は第十三条第一項の規定による地震災害警戒本部長  
の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係  
る措置に要した費用について準用する。

県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措  
置に要した費用及び応援のために要した費用について、同法第九十四条  
の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第九十五条の規  
定は第十三条第一項の規定による地震災害警戒本部長の指示に基づいて  
地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費  
用について準用する。

<p>改正案</p>	<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第五章 原子力災害事後対策（第二十七条―<u>第二十七条の六</u>）</p> <p>（略）</p> <p>第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置 等</p> <p>（原子力緊急事態宣言等）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。</p> <p>4 （略）</p>
<p>現行</p>	<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第五章 原子力災害事後対策（第二十七条―<u>第二十七条の四</u>）</p> <p>（略）</p> <p>第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置 等</p> <p>（原子力緊急事態宣言等）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。</p> <p>4 （略）</p>

第五章 原子力災害事後対策

(市町村長の避難の指示等)

第二十七条の二 (略)

2 (略)

3| 前条第一項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4| 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先若しくは退避先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び都道府県知事に報告しなければならない。

5| 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

第五章 原子力災害事後対策

(市町村長の避難の指示等)

第二十七条の二 (略)

2 (略)

(新設)

3| 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、又は立退き先若しくは退避先を指示したときは、速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び都道府県知事に報告しなければならない。

4| 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

(警察官等の避難の指示)

第二十七条の三 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長による避難のための立退き若しくは屋内への退避若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き若しくは屋内への退避又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2| 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を指示する場合について準用する。

3| 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4| 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(指定行政機関の長等による助言)

第二十七条の四 市町村長は、第二十七条の二第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、

(警察官等の避難の指示)

第二十七条の三 前条第一項の場合において、市町村長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。同条第二項の規定は、この場合について準用する。

(新設)

2| 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3| 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(新設)

助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(避難の指示等のための通信設備の優先利用等)

第二十七条の五 災害対策基本法第五十七条の規定は、市町村長が第二十七条の二第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第二十七条の六 (略)

2 (略)

3 第二十七条の四の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

## 第六章 雑則

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(新設)

(市町村長の警戒区域設定権等)

第二十七条の四 (略)

2 (略)

(新設)

## 第六章 雑則

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第五十一条の二	項 第五十一条第三	(略)	九条の三 第四十九条の 二及び第四十	(略)	読み替える規定
(略)	防災計画	(略)	(略)	災害応急対策又は災 害復旧	(略)	読み替えられる字句
(略)	原子力災害 （原子力災害が 生ずる蓋然性を含む。）	防災計画若しくは原子力災 害対策指針	(略)	緊急事態応急対策又は原子 力災害事後対策	(略)	読み替える字句

(略)	(新設)	項 第五十一条第三	(略)	二 第四十九条の	(略)	読み替える規定
(略)	(新設)	(略)	(略)	災害応急対策又は災 害復旧	(略)	読み替えられる字句
(略)	(新設)	(略)	(略)	緊急事態応急対策又は原子 力災害事後対策	(略)	読み替える字句



第五十六条第一		(削る)	第五十五条	第五十三条第六項及び第七項
法令の規定により災		(削る)	(略)	災害
原子力災害対策特別措置法		(削る)	(略)	原子力災害

(新設)		第五十六条	第五十五条	第五十三条第六項
(新設)	予想される災害	予報若しくは警報	法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき	災害
(新設)	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	指示	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項若しくは第二十条第二項の規定による指示を受けたとき	原子力災害

第七十四條の二第四項から第六項まで	(略)	第五十六條第二項		項
(略)	(略)	立退き	予想される災害	<p>害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき</p> <p>当該予報若しくは警報</p>
(略)	(略)	立退き又は屋内への退避	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	<p>第十五條第三項若しくは第二十二條第二項の規定による指示を受けたとき</p> <p>当該指示</p>
第七十四條の二第四項から第六項まで	(略)	(新設)		
(略)	(略)	(新設)		
(略)	(略)	(新設)		



(略)	第四百条	(略)	(略)	(略)
(略)	第一百八条第二項 第二号	災害	災害応急対策	(略)
(略)	第一百八条第二項 第四号	原子力災害	緊急事態応急対策	(略)

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	---------	-----	-----------	-----	---------

(略)	(新設)	(新設)	第四百条	(略)	(略)
(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)
(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	---------	-----	-----------	-----	---------

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	第六十条第二項
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)

第六十一条第一項及び第二項	第六十条第六項	第六十条第五項	第六十条第三項	第六十条第二項
立退き	公示	災害が発生した場合において、当該災害	立退き先 都道府県知事	(略)
立退き又は屋内への退避	報告 公示するとともに、速やかに原子力災害対策本部長に	原子力緊急事態宣言に係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	立退き先若しくは退避先 原子力災害対策本部長及び都道府県知事	(略)

第六十一条第一	第六十条第七項	第六十条第六項	第六十条第四項	第六十条第三項
立退き	公示しなければ	災害が発生した場合において、当該災害	都道府県知事 立退き先	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合
立退き若しくは屋内への退	公示するとともに、速やかに原子力災害対策本部長に報告しなければ	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	原子力災害対策本部長及び都道府県知事 立退き先若しくは退避先	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間 立退き若しくは屋内への退避を
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第八十六条の十	第八十六条の八 第一項	(削る)	第八十条第二項	(略)	第六十一条第三 項、第六十一 条の二及び第 六十一条の三	第六十一条第二 項	項
災害が発生し、当該	災害から	(削る)	(略)	(略)	立退き	立退き	
原子力災害（原子力災害が	原子力災害から	(削る)	(略)	(略)	立退き若しくは屋内への退 避	立退き又は屋内への退避	避

第八十六条の四	(新設)	第八十六条の二 第一項	第八十条第二項	(略)	(新設)	(新設)	
災害が発生し、当該	(新設)	災害	(略)	(略)	(新設)	(新設)	
原子力災害（原子力災害が	(新設)	原子力災害（原子力災害が 生ずる蓋然性を含む。）	(略)	(略)	(新設)	(新設)	

第七第一項及び第八十六條の十	災害応急対策の	緊急事態応急対策の	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合	災害から	災害の	災害から	第一項及び第八十六條の十一	災害	生ずる蓋然性を含む。)が
								緊急事態応急対策	緊急事態応急対策	原子力災害から

第八十六條の九	災害応急対策の	緊急事態応急対策の	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合	災害から	(新設)	災害から	第一項及び第八十六條の五	災害	生ずる蓋然性を含む。以下この項において同じ。)が
								緊急事態応急対策	緊急事態応急対策	原子力災害から



二項	(略)	3 原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)	

第三十条第一項及び第二項、第二十九條第二項	(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句
(略)	関	当該指定地方行政機関	長	指定地方行政機関の長
(略)	方行政機関	当該指定行政機関、指定地方行政機関	方行政機関の長	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長
				災害応急対策又は災害復旧
				緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
				(略)

項	(略)	3 原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)	

第三十条第一項及び第二項、第二十九條第二項	(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句
(略)	職員	指定地方行政機関の	長	指定地方行政機関の長
(略)	行政機関の職員	指定行政機関又は指定地方行政機関	地方行政機関の長	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長
				災害応急対策又は災害復旧
				緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
				(略)

<p>第三十九条 第二十七条の六第一項の規定による市町村長又は同条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。</p>	第七章 罰則		第三十二条第一項並びに第三十三条	第八十六条の二第一項第一号	第八十六条の六	(略)
		災害が	立退き	立退き若しくは屋内への退避	原子力災害が	防災計画
		原子力災害が	立退き若しくは屋内への退避	立退き若しくは屋内への退避	原子力災害が	防災計画若しくは原子力災害対策指針

<p>第三十九条 第二十七条の四第一項の規定による市町村長又は同条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。</p>	第七章 罰則		第三十二条第一項並びに第三十三条	(新設)	(新設)	(略)
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)

改正案	現行
<p>第五章 原子力災害事後対策</p> <p>（市町村長の避難の指示等）</p> <p>第二十七条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先又は退避先として第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十九条の四第一項の指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第六章 雑則</p> <p>（災害対策基本法の規定の読替え適用等）</p> <p>第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする</p>	<p>第五章 原子力災害事後対策</p> <p>（市町村長の避難の指示等）</p> <p>第二十七条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先又は退避先を指示することができる。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第六章 雑則</p> <p>（災害対策基本法の規定の読替え適用等）</p> <p>第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする</p>

				第四十六條第一項	(略)	第四十二條第三項及び第四項	(略)	読み替える規定
災害が発生した場合	災害から	災害が発生した場合における相互応援	災害の	災害予防	(略)	災害	(略)	読み替えられる字句
緊急事態応急対策	原子力災害から	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合における相互応援	原子力災害の	原子力災害予防対策	(略)	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	(略)	読み替える字句

				第四十六條第一項	(略)	第四十二條第三項	(略)	読み替える規定
策  災害が発生した場合における災害応急対策	災害が発生した場合	災害が発生した場合における相互応援	災害の	災害予防	(略)	災害	(略)	読み替えられる字句
緊急事態応急対策	緊急事態応急対策	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合における相互応援	原子力災害の	原子力災害予防対策	(略)	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	(略)	読み替える字句

第一項	第四十九条の七		第一項	第四十九条の四	第三	第四十九条の二及び第四十九条の三	(略)	
災害が	災害の	ことに、	立退き	発生するおそれがある場合		(略)	(略)	における災害応急対策
原子力災害(原子力災害が	原子力災害の		立退き又は屋内への退避	除宣言があるまでの間		(略)	(略)	
		場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類	場所を	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間		(略)	(略)	

(新設)			(新設)		第三	第四十九条の二及び第四十九条の三	(略)	
(新設)			(新設)			(略)	(略)	
(新設)			(新設)			(略)	(略)	

第八十六条第一項及び第二項	(略)	第四十九条の十一第三項	第四十九条の十一第二項	第四十九条の十一第一項		第四十九条の九		
(略)	(略)	災害	災害	災害	災害	立退き	立退き	
(略)	(略)	原子力災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	原子力災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	立退き又は屋内への退避	立退き若しくは屋内への退避	生ずる蓋然性を含む。)が

第八十六条第一項及び第二項	(略)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	
(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	
(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	

(略)	第八十六条の十 五第一項	災害	原子力災害
(略)	第九十条の二第 一項及び第二項 並びに第九十条 の三第一項	災害	原子力災害
(略)		(略)	(略)

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

(略)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	第九十条の二第 一項及び第二項	災害	原子力災害
(略)		(略)	(略)

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

第八十六条の十 六第一項及び第 二項	災害が発生し、又は 災害が発生するおそ れがある場合	原子力緊急事態宣言があつ た時から原子力緊急事態解 除宣言があるまでの間		災害応急対策	緊急事態応急対策		災害が発生し、又は 災害が発生するおそ れがある場合	原子力緊急事態宣言があつ た時から原子力緊急事態解 除宣言があるまでの間	第八十六条の十 八第一項及び第 二項	災害応急対策の	緊急事態応急対策の	(略)	(略)	(略)
--------------------------	----------------------------------	--	--	--------	----------	--	----------------------------------	--	--------------------------	---------	-----------	-----	-----	-----

3 原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)
---------	-----------	---------	-----	-----	-----

第八十六条の十 五第一項及び第 二項	災害が発生し、又は 災害が発生するおそ れがある場合	原子力緊急事態宣言があつ た時から原子力緊急事態解 除宣言があるまでの間		災害応急対策	緊急事態応急対策	第八十六条の十 六	災害が発生し、又は 災害が発生するおそ れがある場合	原子力緊急事態宣言があつ た時から原子力緊急事態解 除宣言があるまでの間	第八十六条の十 七第一項及び第 二項	災害応急対策の	緊急事態応急対策の	(略)	(略)	(略)
--------------------------	----------------------------------	--	--	--------	----------	--------------	----------------------------------	--	--------------------------	---------	-----------	-----	-----	-----

3 原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)
---------	-----------	---------	-----	-----	-----



(略)	(削る)
(略)	(削る)
(略)	(削る)

(略)	第八十六条の二 第一項第一号
(略)	立退き
(略)	立退き若しくは屋内への退 避

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（土砂災害緊急情報の通知及び周知等）</p> <p>第二十九条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十六条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（次項において「土砂災害緊急情報」という。）を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（土砂災害緊急情報の通知及び周知等）</p> <p>第二十九条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十六条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（次項において「土砂災害緊急情報」という。）を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国民の協力等）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）<u>第二条の二第二号</u>の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>（応援の指示）            第八十六条 内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救援について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。</p> <p>（特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等）            第三十一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）<u>第二条から第九条</u>までの規定は、著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害が発生した場合について準用する。この場合において、<u>同法第二条の見出し、第八条及び第九条</u></p>	<p>（国民の協力等）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）<u>第五条第二項</u>の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>（応援の指示）            第八十六条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救援について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。</p> <p>（特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等）            第三十一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）<u>第二条から第七条</u>までの規定は、著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害が発生した場合について準用する。この場合において、<u>同法第二条の見出し及び第七条中「特定</u></p>

中「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、同法第二条第一項中「当該非常災害」とあるのは「当該武力攻撃災害」と、「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定武力攻撃災害が」と、同項、同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項、第六条並びに第七条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定武力攻撃災害発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条並びに第七条中「特定非常災害に」とあるのは「特定武力攻撃災害に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の」とあるのは「特定武力攻撃災害の」と読み替えるものとする。

非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、同法第二条第一項中「当該非常災害」とあるのは「当該武力攻撃災害」と、「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定武力攻撃災害が」と、同項、同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第六条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定武力攻撃災害発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第六条中「特定非常災害に」とあるのは「特定武力攻撃災害に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の」とあるのは「特定武力攻撃災害の」と読み替えるものとする。

○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（附則第十七条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管）</p> <p>第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等（これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となった者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。）に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った同法第二十七条の六第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。）の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保</p>	<p>（除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管）</p> <p>第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等（これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となった者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。）に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った同法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。）の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保</p>

管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。

2  
5  
(略)

管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。

2  
5  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」という。）の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。</p> <p>イ 原子力災害対策特別措置法第二十七条の六第一項又は同法第二十条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示</p> <p>ロ～ニ （略）</p> <p>五 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」という。）の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。</p> <p>イ 原子力災害対策特別措置法第二十七条の四第一項又は同法第二十条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示</p> <p>ロ～ニ （略）</p> <p>五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（新型コロナウイルスエンザ等の患者等の権利利益の保全等）</p> <p>第五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）<u>第二条から第五条まで及び第七条の規定は、新型コロナウイルスエンザ等緊急事態（新型コロナウイルスエンザ等が全国かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用する。この場合において、同法第二条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型コロナウイルスエンザ等緊急事態」と、同条第一項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型コロナウイルスエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護」とあるのは「法人の存立若しくは」と、「解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型コロナウイルスエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定新型コロナウイルスエンザ等緊急事態が」と、同項並びに同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第七条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定新型コロナウイルスエンザ等緊急事態発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第</u></p>	<p>（新型コロナウイルスエンザ等の患者等の権利利益の保全等）</p> <p>第五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）<u>第二条から第六条までの規定は、新型コロナウイルスエンザ等緊急事態（新型コロナウイルスエンザ等が全国かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用する。この場合において、同法第二条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型コロナウイルスエンザ等緊急事態」と、同条第一項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型コロナウイルスエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立、」とあるのは「法人の存立若しくは」と、「解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型コロナウイルスエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定新型コロナウイルスエンザ等緊急事態が」と、同項並びに同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第六条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定新型コロナウイルスエンザ等緊急事態発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第六条中「特定非常災害に」とあるのは「特定新型コロナウイルスエンザ等緊急事態に」と、同法第三条第一項</u></p>



五条第一項並びに第七条中「特定非常災害に」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

及び第三項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 附則第二条第四項に次の一号を加える。</p> <p>四 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に關すること。</p> <p>第六十九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第一項に次の一号を加える。</p> <p>十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項 第四条第二項中「少子化及び」を削り、「保護並びに」を「保護及び」に改め、同条第三項第二十七号の三の次に次の三号を加える。</p> <p>二十七の四 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。</p> <p>二十七の五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に關すること（同法第六十九条に規定す</p>	<p>第六十八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 附則第二条第五項に次の一号を加える。</p> <p>四 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に關すること。</p> <p>第六十九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。</p> <p>十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項 第四条第二項中「少子化及び」を削り、「保護並びに」を「保護及び」に改め、同条第三項第二十七号の三の次に次の三号を加える。</p> <p>二十七の四 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。</p> <p>二十七の五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に關すること（同法第六十九条に規定す</p>

る拠出金の徴収に関するものを除く。）。

二十七の六 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に関する制度に関する事。

第四条第三項第四十二号を次のように改める。

#### 四十二 削除

第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削る。

第四十条第一項中「北方対策本部」の下に「子ども・子育て本部」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。

2 子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣をもって充てる。

る拠出金の徴収に関するものを除く。）。

二十七の六 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に関する制度に関する事。

第四条第三項第四十二号を次のように改める。

#### 四十二 削除

第十一条の三中「第四条第一項第十九号」を「第四条第一項第二十号」に改め、同条を第十一条の四とし、第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削る。

第四十条第一項中「北方対策本部」の下に「子ども・子育て本部」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。

2 子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣をもって充てる。

- 3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。
- 4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。

6 子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける。

7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条第四項第四号を削る。

#### 第七十条 削除

#### 附則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

四 第六十八条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲

- 3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。
- 4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。

6 子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける。

7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条第五項第四号を削る。

(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)

第七十条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後である場合には、第六十八条中「附則第二条第五項」とあるのは、「附則第二条第四項」とする。

#### 附則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

四 第六十八条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年六月を

内において政令で定める日  
五・六（略）

超えない範囲内において政令で定める日  
五・六（略）

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改正案		別表第一（第九条関係）	
	三十六の二 市町村長			一～三十五（略）	三十六（略）
	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による被災者台帳の作成に 関する事務であつて主務省令で定めるもの			（略）	（略）
		現行		別表第一（第九条関係）	
	（新設）		三十六 厚生労働大臣	一～三十五（略）	三十六 厚生労働大臣
	（新設）			（略）	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

三十七 (略)	(略)
三十八～九十三 (略)	(略)

別表第二(第十九条、第二十一条関係)

情報照会者	一～五十五 (略)	五十六 (略)
事務	(略)	(略)
情報提供者	(略)	(略)
特定個人情報	(略)	(略)

三十七 都道府県知事等	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十八～九十三 (略)	(略)

別表第二(第十九条、第二十一条関係)

情報照会者	一～五十五 (略)	五十六 厚生労働大臣
事務	(略)	障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する業務の実施に関する
情報提供者	(略)	厚生労働大臣
特定個人情報	(略)	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

			五十六の二 市町村長
		災害対策基本 法による被災 者台帳の作成 に関する事務 であつて主務 省令で定める もの	
	市町村長	都道府県知事	
児童福祉法による障害 児通所支援若しくは母 子保健法による妊娠の 届出に関する情報又は 介護保険給付関係情報		災害救助法による救助 若しくは児童福祉法に よる障害児入所支援若 しくは措置（同法第二 十七条第一項第三号又 は第二項の措置をいう 。）に関する情報、障 害者関係情報又は精神 保健及び精神障害者福 祉に関する法律による 入院措置に関する情報 であつて主務省令で定 めるもの	
		(新設)	
		(新設)	事務であつ て主務省令で 定めるもの
(新設)		(新設)	
(新設)		(新設)	



	厚生労働大臣 又は都道府県 知事	都道府県知事 等	都道府県知事 又は市町村長
であつて主務省令で定 めるもの	特別児童扶養手当関係 情報であつて主務省令 で定めるもの	特別児童扶養手当等の 支給に関する法律によ る障害児福祉手当若し くは特別障害者手当又 は昭和六十年法律第三 十四号附則第九十七条 第一項の福祉手当の支 給に関する情報であつ て主務省令で定めるも の	障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律によ る自立支援給付の支給 に関する情報であつて

	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)

			五十七 (略)	主務省令で定めるもの
			(略)	
			(略)	
			(略)	
			五十七 都道府県知事等	
			児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
	市町村長		都道府県知事	
	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援法による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの		児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの

五 (略)	五十八～百十	
	(略)	
	(略)	
	(略)	

五 (略)	五十八～百十	
	(略)	
(略)	厚生労働大臣又は都道府県知事	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
(略)	省令で定めるもの	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第二の一の三の項を同表の一の四の項とし、同表の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="418 219 810 1097"> <tr> <td data-bbox="418 219 810 564">一の二 市町村長</td> <td data-bbox="418 564 810 1097">被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>別表第三の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。</p>	一の二 市町村長	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	<p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第二の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="418 1176 810 2049"> <tr> <td data-bbox="418 1176 810 1520">一 市町村長</td> <td data-bbox="418 1520 810 2049">被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>別表第三の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。</p>	一 市町村長	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二 市町村長	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの				
一 市町村長	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの				

一の二 都道府県知事	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------	---

別表第四の一の三の項を同表の一の四の項とし、同項の次に次のように加える。

一の五 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	--

別表第四の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。

一の二 市町村長	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた
----------	--

都道府県知事	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------	---

別表第四の一の二の項を同表の一の三の項とし、同項の次に次のように加える。

一の四 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	--

別表第四の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 市町村長	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた
--------	--

	<p>ものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第五第一号の二を同表第一号の三とし、同表第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>一の二 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	
	<p>ものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第五第一号を同表第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。</p> <p>一の 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	